【作図方法の種類と基本的な留意点】

意匠図面作成時に必ず守るべき技術的ルールや注意点をまとめています。

①線の太さのルール（様式6 備考5）

実線・破線： 約0.4ｍｍ（実務的解釈：0.4-0.12mmで調整）

切断面を表すハッチング・鎖線： 約0.2mm（実務的解釈：0.2-0.12mmで調整）

※実務的解釈：主線と細線にできるだけ明確な差をつけるようにする。

②図の大きさの制限（様式6 備考6）

1図ごとのサイズ上限：

・横：150mm以内

・縦：113mm以内

※実務的解釈：縦：110mm以内を最適とし、縦横共に2ｍｍ程度の余白を設ける。

③図中に描いてはいけないもの（様式6 備考7）

図形（参考図を除く）には以下を描いてはならない：

・中心線、基線、水平線：　意匠の構成に関係しないため

・影や濃淡（※注）：　外観上の曖昧さを生み、意匠の構成に関係しないため

・指示線、符号、文字：　意匠の構成を誤認させるおそれ

・隠れ線（破線で描かれる裏面構造など）：　外観に現れないものは不要 |

※陰影とは異なるので注意。こちらは図に含める、詳細は後述。

④図の方向性について

物品に正面や上下の向きがある場合は、使うときの向きで描写します。

⑤写真を使用する場合の注意点

一部の図は写真に変更できます。

※線図と写真の合成（ハイブリッド）は不可

⑥意匠登録を受けようとする意匠以外のものに着用状態での図示（様式6 備考23）

衣服・装身具などで、他の物品（人体やマネキン等）に着用させないと

形状が分からない場合：

・他の物（人体など）を図中に描いてよい。

・意匠登録を受けようとする部分 → 実線で描く

それ以外（例：人体） → 破線で描く

※実線と破線で、意匠の保護範囲を明確にします。

【まとめ】

・線の太さ： 実線・破線：0.4mm / 鎖線・ハッチング：0.2mm

(下限：0.12ｍｍとし調整)

・図の大きさ： 横150mm×縦113mm以内

・不要な記載： 文字、符号、指示線、隠れ線などはNG

・図の向き： 使用状態に応じた向きで作図

・写真使用時： 線図との合成NG

・実線・破線の区別： 意匠の範囲特定に不可欠